

さが園芸 888 整備支援事業費補助金交付要綱

令和 5 年 3 月 30 日 園農第 2700 号

令和 5 年 8 月 29 日 園農第 1145 号

令和 6 年 3 月 29 日 園農第 3177 号

(趣旨)

第 1 条 知事は、農業所得向上に向けた収量・品質の向上や経営規模の拡大、経営コストの削減など、農業所得の確保・向上ができる園芸農業を確立するため、さが園芸 888 整備支援事業実施要領（令和 5 年 3 月 30 日付け園農第 2699 号。以下「実施要領」という。）に基づき、実施要領第 2 に規定する事業実施主体（以下「間接補助事業者」という。）が行う「さが園芸 888 整備支援事業」に要する経費に対し、市町（以下「補助事業者」という。）が補助する場合、予算の範囲内において補助金を交付することとし、その補助金については、佐賀県補助金等交付規則（昭和 53 年佐賀県規則第 13 号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

(交付の対象経費及び補助率)

第 2 条 補助金の交付の対象経費及びこれに対する補助率は、別表に定めるとおりとする。

2 間接補助事業者は、自己又は組織の構成員等が、次のいずれにも該当する者であってはならない。

(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

(3) 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者

(4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

(5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(8) 過去に種苗法に関する誓約書（実施要領別紙 E 又はさが園芸生産 888 億円推進事業実施要領（平成 31 年 3 月 7 日付け園第 2349 号）別紙 H）を提出したが、誓約事項に違反した者

3 間接補助事業者は、前項の（2）から（7）までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。

(補助金の交付申請)

第 3 条 規則第 3 条第 1 項に規定する補助金交付申請書は、様式第 1 号のとおりとする。

2 補助事業者は、前項の補助金交付申請書を提出するに当たって、各事業実施主体において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない事業実施主体に係る部分については、この限りではない。

3 第 1 項の補助金交付申請書の提出期限は、知事が別に定める日とし、その提出部数は 1 部とする。

4 規則第 4 条第 3 項に規定する補助金等の交付の申請が到達してから、当該申請に係る補助金等の交付の決定をするまでに、通常要すべき標準的な期間は、30 日とする。

(補助金の交付の条件)

第4条 規則第5条の規定により、補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 規則及びこの要綱の規定に従うこと。
- (2) 補助事業の内容を変更する場合においては、知事の承認を受けること。ただし、補助金額に変更のない場合で、別表に掲げる間接補助事業費の30%以内の増減及び事業実施主体の変更以外の変更については、この限りではない。
- (3) 補助事業を行うため契約を締結する場合は、佐賀県ローカル発注促進要領（平成24年10月9日付）のとおり県内企業と契約するように努め、原則として入札や3者以上による見積合わせを実施して業者を決定すること。
- (4) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けること。
- (5) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (6) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業完了後5年間保管すること。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で第7条に規定する財産の処分を制限する期間を経過していない場合においては、その期間を経過するまで、帳簿等を保管しなければならない。
- (7) 規則第22条本文の規定により、知事に承認を得て財産を処分したことにより収入のあった場合は、当該収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (8) 補助事業者は、間接補助金の交付に際しては、間接補助事業者に対し、(2)から(7)までに規定する条件のほか、次に掲げる条件を付すること。

この場合において、(2)から(7)まで及び佐賀県ローカル発注促進要領の中で「補助事業」とあるのは「間接補助事業」と、「知事」とあるのは「補助事業者」と、「県」とあるのは「市町」とそれぞれ読み替えるものとする。

ア 規則第8条第2項各号に規定する事項が生じたときは、間接補助金の交付の決定の全部、若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがあること。

イ 間接補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って、その効率的な運営を図らなければならない。

ウ 間接補助事業者が、間接補助金の他の用途への使用をし、その他間接補助事業に関して、間接補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令に違反したときは、当該間接補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがあること。

エ 間接補助事業者が、第2条第2項及び第3項の規定に該当することが判明したときは、前項ウの規定を準用することがあること。

オ 第7条の規定に準じて財産処分の制限を付すこと。

2 前項第2号の規定により、知事に変更の承認を受けようとする場合の変更承認申請書は、様式第2号のとおりとする。

(実績報告)

第5条 規則第12条第1項前段に規定する実績報告書は、様式第3号のとおりとする。なお、補助事業者は実績報告書の提出に当たって、原則として現地確認を行うものとする。

2 第3条第2項ただし書により交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たっては、事業実施主体毎に当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第3条第2項ただし書により交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した各事業実施主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を様式第6号により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受け

てこれを返還しなければならない。

- 4 第1項の実績報告書の提出期限は、補助事業完了日から1月を経過した日又は補助金の交付の決定に係る年度の3月31日（第6条第1項の規定により補助金の全額を概算払で交付された場合は、翌年度の4月30日）のいずれか早い日とし、その提出部数は1部とする。
- 5 規則第12条第1項後段に規定する年度終了実績報告書は、様式第7号のとおりとする。
- 6 前項の年度終了実績報告書の提出期限は、翌年度の4月30日とし、その提出部数は1部とする。

（補助金の交付）

- 第6条 この補助金は、概算払で交付することができるものとする。なお、補助事業者は概算払請求に当たって、原則として現地確認を行うものとする。
- 2 規則第15条第1項に規定する補助金交付請求書は、様式第4号又は第5号のとおりとする。

（財産処分の制限）

- 第7条 規則第22条ただし書の規定による財産の処分を制限する期間は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）」に定める耐用年数とする。ただし、長寿命化対策を実施した施設・機械等については7年とする。
- 2 規則第22条第2号に規定する財産は、1件当たりの取得価額が10万円以上の財産とする。
 - 3 規則第22条第3号に規定する財産は、実施要領に規定する園芸振興において政策的に特に必要な資材等とする。

附 則

この要綱は、令和5年3月30日から施行し、令和5年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は令和5年8月29日から施行する。

附 則

この要綱は令和6年3月29日から施行し、令和6年度分の補助金から適用する。